

ID: 3027

担当部署: 農業委員会事務局

<b>処分の概要</b>	公用又は公共の用に供している承認		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地改良法施行規則 第75条の2の2第5号		
<b>法令番号</b>	昭和24年農林省令第75号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第75条の2の2第5号の規定による。</p> <p>第75条の2の2 法第95条の2第1項の認可を申請するには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の事由を記載した書面</p> <p>(2) 規約を変更する必要があるときは、変更後の規約</p> <p>(3) 法第95条の2第1項の議決があつたことを証する書面、同条第2項の規定により公告した事項を記載した書面、同項の同意があつたことを証する書面、同条第3項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面及び法第95条の2第3項において準用する法第48条第6項の申出があつたことを証する書面</p> <p>(4) 計画変更後に行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面</p> <p>(5) 変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域に新たに編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認があつたことを証する書面</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年10月31日